第202回
定時株主総会招集ご通知

日 時 平成29年６月23日（金曜日）
午前10時（午前９時開場）

場 所 三重県津市丸之内31番21号
当行丸之内本部棟 ２階大講堂

▶ 決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役14名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合



郵送またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使期限

平成29年６月22日（木曜日）
午後５時15分まで

株式会社百五銀行

FRONTIER BANKING

百五銀行企業理念

百五銀行の使命

信用を大切にする社会をささえます。

百五銀行は、信用が社会の基本だと考えます。
健全な金融活動を通じて、活力と潤いに満ち、互いに信頼し合える社会づくりにつとめます。

百五銀行の経営

公明正大で責任ある経営をします。

百五銀行は、倫理を重んじ、自主独立の精神で公明正大な経営を行います。
堅実で力強い発展をめざし、責任ある経営で社会の信頼に応えます。

私たちの行動

良識ある社会人として誠実に行動します。

私たちは、良き社会人として、知見を深め、良心にしたがって行動します。
感謝の心で誠意をつくし、明るく元気に、新しいことに挑戦します。

目　次

第202回定時株主総会招集ご通知…… 1
議決権行使についてのご案内…… 3
株主総会参考書類
第１号議案　剰余金処分の件…… 5
第２号議案　取締役14名選任の件 …… 6
添付書類
事業報告…… 15
計算書類…… 32
連結計算書類…… 35
監査報告書…… 37
株主総会会場ご案内図



ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

第202回定時株主総会を6月23日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

さて、当行では、平成28年4月から中期経営計画「Next COMPASS 140」がスタートしました。この計画では「働き方改革」「トップライン改革」「地域を支えともに成長」の3つを重点分野として、次の未来のステージへ向けた磐石な経営体質の構築をめざし、各種施策に取り組んでおります。

また、当行は来年11月に創立140周年を迎えます。企業理念のもと、節目の年に向けて、地域金融の円滑化および地域創生のために尽力し、地域とともに更なる発展に努めてまいります。

今後とも皆さまのご信頼にお応えできるよう、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、何卒一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申しあげます。

平成29年6月

取締役頭取　伊藤歳茶

(証券コード 8368)
平成29年６月２日

株 主 各 位

三重県津市岩田21番27号
株式会社百五銀行
取締役頭取　伊 藤 歳 恭

第202回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第202回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成29年６月22日（木曜日）午後５時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　時　**平成29年６月23日（金曜日）午前10時（午前９時開場）**

2 場　所　三重県津市丸之内31番21号 当行丸之内本部棟 ２階大講堂
（裏面の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3 会議の目的事項

報告事項
1．第202期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2．第202期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項　**第１号議案**　剰余金処分の件
第２号議案　取締役14名選任の件

4 議決権行使等についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

(2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト〔http://www.evote.jp/〕にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）双方で議決権行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
また、電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(4) インターネット開示事項について

本招集ご通知に提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令および当行定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.hyakugo.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

なお、監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。
また、会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- **駐車場のご用意ができかねますので、株主様におかれましては、ご出席の際には公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申しあげます。**
- 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.hyakugo.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。
- インターネットにより開示いたしました事項の郵送をご希望の株主様は、総務部総務課（電話059-223-2305）までお知らせくださいますようお願い申しあげます。
  なお、当日受付にも備え置きいたしますので、ご希望の株主様はご自由にお持ちいただけます。

議決権行使についてのご案内

株主様における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。



株主総会ご出席

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会開催日時	平成29年６月23日（金）午前10時（午前９時開場）



郵　送

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限	平成29年６月22日（木）午後５時15分到着



インターネット

当行指定の議決権行使サイト ▶ http://www.evote.jp/

にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限	平成29年６月22日（木）午後５時15分まで

詳細は次ページをご覧ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使サイトについて

- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS暗号化通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
  ご利用に際して、QRコード読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

※「iモード」は（株）NTTドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。また、「QRコード」は（株）デンソーウェーブの登録商標です。

携帯電話用二次元コード

インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、**平成29年6月22日（木曜日）午後5時15分まで**に行使してください。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当行の指定する**議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）**にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）

(2) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月22日（木曜日）の午後5時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、**ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。**

2 インターネットによる議決権行使方法について

(1) **議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）**において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

4 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ ▶ 三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料）受付時間 9:00～21:00

＊**機関投資家の皆様へ：**株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当行は長期にわたる安定した経営基盤の確保に努めるため、内部留保の充実に意を払うとともに、株主の皆様に対し安定的な利益還元を実施することを基本としております。当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、平成29年３月期の業績と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式１株につき金４円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、1,014,867,516円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	平成29年６月26日といたしたいと存じます。

2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	6,500,000,000円
2	減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	6,500,000,000円

第２号議案　取締役14名選任の件

取締役全員（14名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当行における地位および担当
1	再任	上田（うえだ）　豪（つよし）	取締役会長
2	再任	伊藤（いとう）　歳恭（としやす）	取締役頭取
3	再任	渡辺（わたなべ）　義彦（よしひこ）	取締役副頭取
4	再任	杉浦（すぎうら）　雅和（まさかず）	常務取締役
5	再任	田中（たなか）　秀人（ひでと）	常務取締役
6	再任	寺尾（てらお）　正紀（まさき）	常務取締役
7	再任	後藤（ごとう）　悦夫（えつお）	取締役支店統括部長
8	再任	長合（ながごう）　教実（のりみつ）	取締役北勢支社長
9	再任	釜森（かまもり）　伸明（のぶあき）	取締役融資統括部長
10	再任	竹中（たけなか）　章（あきら）	取締役中勢支社長
11	再任	柳谷（やなぎたに）　剛（つよし）	取締役南勢支社長
12	新任	山﨑（やまざき）　計（けい）	国際営業部長
13	再任	小林（こばやし）　長久（ながひさ）	社外取締役　独立役員
14	再任	川喜田（かわきた）　久（ひさし）	社外取締役　独立役員



生年月日
昭和26年６月13日

所有する当行の株式の数
135,000株

候補者番号 1

上田（うえだ）　豪（つよし）

再任

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和49年４月　当行入行
平成９年１月　当行高茶屋支店長兼城山出張所長
平成11年４月　当行経営企画部調査役
平成11年６月　当行経営会議事務局マネージャー
平成12年６月　当行企画グループアシスタントマネージャー
平成13年６月　当行企画グループマネージャー
平成14年４月　当行事務統括グループマネージャー
平成15年６月　当行取締役事務統括グループマネージャー
平成19年４月　当行取締役事務統括部長兼システム統括部長
平成19年６月　当行常務取締役事務本部長
平成21年６月　当行取締役頭取
平成27年４月　当行取締役会長 現在に至る（代表取締役）
（重要な兼職の状況）
近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役

取締役候補者とした理由

昭和 49 年より当行の一員として、経営企画部門や事務統括部門のほか、システム統括部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、平成 21 年６月から取締役頭取、平成 27 年４月から取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としました。



生年月日
昭和28年７月29日

所有する当行の株式の数
161,000株

候補者番号 2

伊藤（いとう）　歳恭（としやす）

再任

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和51年４月　当行入行
平成10年12月　当行橋南支店長
平成13年６月　当行東京営業部長兼経営会議事務局東京事務所長
平成14年４月　当行企画グループマネージャー
平成16年６月　当行資金運用グループマネージャー
平成17年６月　当行取締役津支社長
平成18年６月　当行取締役名古屋支社長
平成19年６月　当行常務取締役
平成21年６月　当行取締役副頭取
平成27年４月　当行取締役頭取 現在に至る（代表取締役）

取締役候補者とした理由

昭和 51 年より当行の一員として、企画部門や資金運用部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、平成 21 年６月から取締役副頭取、平成 27 年４月から取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としました。



候補者番号 3

渡辺　義彦（わたなべ　よしひこ）

再任

生年月日
昭和29年２月７日

所有する当行の株式の数
67,000株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和51年４月　当行入行
平成13年６月　当行企画グループアシスタントマネージャー
平成14年７月　当行四日市西支店長
平成16年１月　当行人事研修グループマネージャー
平成17年６月　当行取締役人事研修グループマネージャー
平成19年４月　当行取締役人事部長
平成19年６月　当行取締役津支社長
平成21年１月　当行常務取締役津支社長
平成21年６月　当行常務取締役
平成23年８月　当行専務取締役
平成26年６月　当行取締役副頭取
現在に至る
（代表取締役、経営企画部、働き方改革、リスク統括部、秘書室担当）

取締役候補者とした理由

昭和51年より当行の一員として、企画部門や人事部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、平成17年６月から取締役を、平成26年６月から取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としました。



候補者番号 4

杉浦　雅和（すぎうら　まさかず）

再任

生年月日
昭和32年１月31日

所有する当行の株式の数
52,000株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和55年４月　当行入行
平成16年１月　当行四日市西支店長
平成17年６月　当行四日市支店長
平成19年６月　当行経営企画部長
平成21年６月　当行取締役経営企画部長
平成22年４月　当行取締役南勢支社長
平成24年６月　当行取締役資金証券部長
平成25年６月　当行常務取締役愛知支社長
平成26年６月　当行常務取締役
現在に至る
（営業本部、支店統括部、営業戦略部、ローン統括部、地域創生部、国際営業部担当）

取締役候補者とした理由

昭和55年より当行の一員として、経営企画部門や資金証券部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、平成21年６月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としました。



生年月日
昭和30年７月23日

所有する当行の株式の数
58,250株

候補者番号 5

田中（たなか） 秀人（ひでと）

再任

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和55年 9 月	当行入行
平成15年12月	当行多気支店長
平成17年 6 月	当行亀山支店長兼東御幸出張所長
平成18年 6 月	当行桑名支店長
平成20年 6 月	当行個人サービス部長
平成21年 6 月	当行取締役審査部長
平成23年 6 月	当行取締役資金証券部長
平成24年 6 月	当行取締役人事部長
平成27年 6 月	当行常務取締役 現在に至る （事務本部、事務統括部、システム統括部、融資統括部、コンプライアンス統括部担当）

取締役候補者とした理由

昭和 55 年より当行の一員として、審査部門や資金証券部門のほか、人事部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、平成 21 年６月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としました。



生年月日
昭和32年９月15日

所有する当行の株式の数
23,000株

候補者番号 6

寺尾（てらお） 正紀（まさき）

再任

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和56年 4 月	当行入行
平成15年 6 月	当行富田駅前支店長
平成17年 6 月	当行鈴鹿支店長
平成19年 6 月	当行人事部長
平成21年 6 月	当行取締役人事部長
平成22年 6 月	当行取締役資金証券部長
平成23年 6 月	当行取締役経営企画部長
平成26年 6 月	当行取締役南勢支社長
平成27年 6 月	当行常務取締役 現在に至る （資金運用本部、資金証券部、東京営業部、総務部、人事部担当）

取締役候補者とした理由

昭和 56 年より当行の一員として、人事部門や資金証券部門のほか、経営企画部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、平成 21 年６月から取締役を務め、その職務･職責を適切に果たしております。これらの経験･知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としました。



候補者番号 7

後藤 悦夫（ごとう えつお）

再任

生年月日
昭和34年３月12日

所有する当行の株式の数
36,030株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和56年 4 月　当行入行
平成15年 6 月　当行当知支店長
平成17年 6 月　当行平田町駅前支店長
平成19年 6 月　当行四日市支店長
平成21年 6 月　当行本店営業部長
平成23年 6 月　当行審査部長
平成25年 4 月　当行融資統括部長
平成25年 6 月　当行取締役北勢支社長
平成27年 6 月　当行取締役営業統括部長
平成28年 4 月　当行取締役支店統括部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

昭和 56 年より当行の一員として、支店長や支社長を歴任してきたほか、審査部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、平成 25 年６月から取締役を務め、その職務･職責を適切に果たしております。これらの経験･知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としました。



候補者番号 8

長合 教実（ながごう のりみつ）

再任

生年月日
昭和34年９月23日

所有する当行の株式の数
29,000株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和57年 4 月　当行入行
平成19年 6 月　当行リスク統括部副部長兼信用リスク管理課長
平成20年 6 月　当行リスク統括部長
平成22年 4 月　当行大阪営業部長
平成23年 6 月　当行四日市支店長
平成25年 6 月　当行取締役資金証券部長
平成27年 6 月　当行取締役北勢支社長
現在に至る

取締役候補者とした理由

昭和 57 年より当行の一員として、支店長や支社長を歴任してきたほか、リスク統括部門や資金証券部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、平成 25 年６月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験･知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としました。



候補者番号 9

釜森 伸明（かまもり のぶあき）

再任

生年月日
昭和33年９月８日

所有する当行の株式の数
18,000株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和56年 ４ 月　当行入行
平成17年 ６ 月　当行筋向橋支店長兼度会橋出張所長
平成19年 ６ 月　当行東京営業部長
平成21年 ６ 月　当行松阪紀州支社長
平成22年 ４ 月　当行営業本部副本部長
平成24年 ６ 月　当行中勢支社長
平成25年 ６ 月　当行取締役中勢支社長
平成26年 ６ 月　当行取締役愛知支社長
平成28年 ６ 月　当行取締役融資統括部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

昭和 56 年より当行の一員として、支店長や支社長を歴任してきたほか、営業推進部門や融資統括部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、平成 25 年６月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としました。



候補者番号 10

竹中 章（たけなか あきら）

再任

生年月日
昭和34年４月15日

所有する当行の株式の数
17,000株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和58年 ４ 月　当行入行
平成16年12月　当行東員支店長兼ネオポリス出張所長
平成18年 ６ 月　当行員弁支店長兼阿下喜出張所長兼大安出張所長
平成21年 ６ 月　当行名古屋支店長
平成23年 ６ 月　当行松阪支店長
平成25年 ６ 月　当行融資統括部長
平成26年 ６ 月　当行取締役融資統括部長
平成28年 ６ 月　当行取締役中勢支社長 現在に至る

取締役候補者とした理由

昭和 58 年より当行の一員として、支店長や支社長を歴任してきたほか、融資統括部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、平成 26 年６月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としました。



候補者番号 11

柳谷 剛（やなぎ たに つよし）

再任

生年月日
昭和34年９月25日

所有する当行の株式の数
10,000株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和58年 ４ 月	当行入行
平成16年 ４ 月	当行二見浦支店長
平成18年 ６ 月	当行鳥羽志摩支社次長
平成19年 ４ 月	当行矢田支店長
平成21年 ６ 月	当行松阪支店長
平成23年 ６ 月	当行名古屋支店長
平成25年 ６ 月	当行本店営業部長
平成26年 ６ 月	当行中勢支社長
平成27年 ６ 月	当行取締役南勢支社長
	現在に至る

取締役候補者とした理由

昭和 58 年より当行の一員として、支店長や支社長を歴任する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、平成 27 年６月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としました。



候補者番号 12

山崎 計（やま ざき けい）

新任

生年月日
昭和37年３月２日

所有する当行の株式の数
1,000株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和59年 ４ 月	当行入行
平成21年 ６ 月	当行筋向橋支店長兼度会橋出張所長
平成23年 ６ 月	当行東京営業部長
平成25年 ６ 月	当行国際営業部長
	現在に至る

取締役候補者とした理由

昭和 59 年より当行の一員として、営業店業務のほか、国際営業部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。これらの経験･知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新任の取締役候補者としました。



生年月日
昭和18年11月8日

所有する当行の株式の数
24,000株

候補者番号 13

小林（こばやし） 長久（ながひさ）

再任

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和41年 3 月	四日市倉庫株式会社（現日本トランスシティ株式会社）入社
平成 3 年 6 月	同社東京支店長
平成 6 年 8 月	同社運輸事業部運輸企画部長兼運輸事業部中部運輸部長
平成 7 年 6 月	同社取締役
平成11年 6 月	同社常務取締役
平成13年 6 月	同社代表取締役専務取締役
平成15年 6 月	同社代表取締役社長
平成23年 6 月	同社代表取締役会長 現在に至る
平成25年 6 月	当行社外取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 日本トランスシティ株式会社代表取締役会長

社外取締役候補者とした理由

日本トランスシティ株式会社の代表取締役社長および代表取締役会長として長年経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらに基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としました。



生年月日
昭和21年8月30日

所有する当行の株式の数
50,745株

候補者番号 14

川喜田（かわきた） 久（ひさし）

再任

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和44年 4 月	トヨタ自動車販売株式会社入社
昭和53年 6 月	トヨタ自動車販売株式会社退社
昭和53年 7 月	三重トヨペット株式会社入社
昭和55年 6 月	三重トヨペット株式会社取締役
昭和56年 6 月	三重トヨペット株式会社代表取締役常務
昭和59年 6 月	三重トヨペット株式会社代表取締役社長 現在に至る
平成19年 6 月	当行社外監査役
平成26年 6 月	株式会社ちとせ代表取締役社長
平成27年 6 月	当行社外取締役 現在に至る
平成27年 6 月	株式会社ちとせ取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 三重トヨペット株式会社代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

三重トヨペット株式会社の代表取締役社長として長年経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらに基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としました。

（注）1．取締役候補者小林長久氏が代表取締役会長である日本トランスシティ株式会社と当行との間に貸出金等の取引があります。取締役候補者川喜田久氏が代表取締役社長である三重トヨペット株式会社と当行との間に貸出金等の取引があります。その他の取締役候補者と当行との間には特別な利害関係はありません。

2．小林長久氏、川喜田久氏は、社外取締役の候補者であります。なお、現在、当行は小林長久氏、川喜田久氏の両名を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、本議案において小林長久氏、川喜田久氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

3．小林長久氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。川喜田久氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

4．社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当行は定款の規定に基づき、社外取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度としております。本総会において社外取締役に、小林長久氏、川喜田久氏の両名が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。

以　上

第202期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、本支店108か店、27出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。また、投資信託・保険等の窓口販売業務、金融商品仲介業務のほか、M&A・シンジケートローン等にも積極的に取り組み、お客さまの多様化するニーズにお応えしております。

金融経済環境

当事業年度のわが国経済は、年度前半には一部に弱さもみられましたが、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続きました。このような状況下、当行の主要な営業地域である三重・愛知両県下の経済につきましても、輸出や設備投資が増加するなど、緩やかに拡大しております。

先行きにつきましては、地域創生への取組みによる地域経済活性化などを背景に、引き続き景気回復に向かうことが期待されますが、中国をはじめとするアジア新興国等の景気下振れや米国の政策動向などが、国内景気を下押しするリスクとなっており、その影響には留意する必要があります。

事業の経過及び成果

このような経済情勢のなかで、当行は株主の皆様をはじめお客さまの力強いご支援のもと、全行をあげて業績の伸展と経営の合理化・効率化に努めてまいりました。また、地域金融の円滑化および地域創生に向け、金融仲介機能とコンサルティング機能の発揮に努め、お客さまや地域社会との一層の関係強化をはかってまいりました。

地域創生への取組みといたしましては、地域の活性化につながる案件に幅広く出資することを目的に、昨年４月に「百五地域活性化ファンド」を創設いたしました。同じく昨年４月には、地元中小企業の再生支援を目的に、三重県内外金融機関などと共同で「みえ中小企業再生２号ファンド」を設立いたしました。また、「伊勢志摩サミット」の開催により三重県産の食に注目が集まるなか、質の高い県産品を県外へアピールするため、昨年５月には大手小売業者の全国150店舗で開催された三重県の食品を取り揃えた催事に、当行の取引先を紹介いたしました。さらに、本年３月には当行の丸之内本部棟にマレーシアから自動車関連企業25社を招き、当行の取引先あてに海外事業展開に向けた商談機会を提供いたしました。

お客さまの利便性向上に向けた取組みといたしましては、昨年５月、ローンを専門に取り扱ってきた「鈴鹿パーソナルプラザ」に、各種保険に関するご相談・受付をはじめ、お客さまの人生設計における資金シミ

ュレーションをご案内する「ほけんの相談窓口」を設置いたしました。また、本年２月には、当行と初めてお取引をいただく個人のお客さま向けに、スマートフォンで普通預金口座の開設ができる取扱いを開始いたしました。そのほか、本年３月にはホームページを全面リニューアルし、わかりやすく、親しみのあるデザインに刷新するとともに、店舗・ATM検索機能やFAQ（よくある質問）などを充実いたしました。

店舗につきましては、昨年８月にインターネット専用支店「大阪ネット支店」を開設いたしました結果、当期末の店舗数は108か店、27出張所となりました。店舗外現金自動設備につきましては、自行分とコンビニATMの合計で35,394か所・37,189台となりました。

そのほか、仕事と家庭の両立支援の一環として、柔軟で選択肢の多い職場環境の構築をめざし、昨年10月には育児休業の取得可能期限を、子が「１歳半になるまで」から「３歳になるまで」に延長するとともに、本年１月には育児や介護にともなう短時間勤務を、実働「６時間」から「３時間以上」に改定いたしました。今後も多様な人材が働きやすい職場環境の構築を進めてまいります。

次に業績を見ますと、預金は個人預金や法人預金が堅調に推移したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ990億円増加し、４兆5,519億円となりました。また、投資信託預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ41億円減少し、1,047億円となりました。公共債預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ50億円減少し、311億円となりました。

一方、貸出金は住宅ローンなどの個人向け貸出や中小企業向け貸出が増加したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ535億円増加し、２兆9,407億円となりました。

また、有価証券の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ479億円増加し、２兆493億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は貸出金利息の減少により資金運用収益が減少したことや、国債等債券売却益の減少によりその他業務収益が減少したことなどから、前事業年度に比べ10億88百万円減少し、706億68百万円となりました。

一方、経常費用はその他業務費用や営業経費が増加したことなどから、前事業年度に比べ40億93百万円増加し、588億96百万円となりました。

この結果、経常利益は前事業年度に比べ51億82百万円減少し、117億72百万円となりました。

また、当期純利益は前事業年度に比べ47億10百万円減少し、84億62百万円となりました。

当行が対処すべき課題

当行では、昨年４月から、中期経営計画「Next COMPASS 140」に取り組んでおります。この計画では、人口減少の本格化や競争の激化、さらにマイナス金利政策による利ざやの縮小などの経営環境を踏まえたうえで、３つの重点分野「働き方改革」「トップライン改革」「地域を支えともに成長」に取り組み、磐石な経営体質の構築をめざしております。

「働き方改革」では、役職員一人ひとりの生活環境や働く条件の多様性（ダイバーシティ）を積極的に受け入れ、柔軟かつ公平に働ける仕組みをつくることで、生産性の高い職場環境の構築をめざしております。

「トップライン改革」では、金利低下による資金利益の減少を補うため、役務取引等利益の増強をはかるなど、持続可能な成長に向けた収益構造へと転換をはかってまいります。また、人口減少による市場縮小が見込まれるなか、新たな市場、新たな分野の開拓にも積極的に挑戦し、収益機会を徹底的に追求してまいります。

「地域を支えともに成長」では、事業性評価にもとづく金融仲介機能やコンサルティング機能をこれまで以上に発揮し、地域企業の発展を支援するとともに、魅力ある観光資源の掘り起こしや地域産業の付加価値向上をはかり、地域創生に貢献いたします。

フィンテックへの対応につきましては、外部企業と協業することにより、ブロックチェーンなど革新的な技術を活用した新たなサービスの開発に取り組んでまいります。

CSR（企業の社会的責任）活動につきましては、「百五の森」の植樹や運営管理といった環境保全活動のほか、金融教育やスポーツ・文化振興支援などの活動を充実いたします。

また、当行は、「金融仲介機能のベンチマーク」を活用し、金融仲介の取組みに関する進捗状況や課題について客観的に自己評価し改善につなげることで、地域とともに持続的な成長をはかっていく所存です。引き続き、ベンチマークの実績など当行の金融仲介の取組み状況を積極的に開示し、お客さまへの情報提供に努めてまいります。

今後とも皆様のご信頼にお応えし、地域社会と当行の発展のため、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預金	42,351	44,144	44,529	45,519
定期性預金	20,677	21,181	21,011	20,617
その他	21,673	22,962	23,518	24,902
社債	150	150	150	—
貸出金	27,100	28,180	28,871	29,407
個人向け	7,187	7,884	8,452	9,092
中小企業向け	9,157	9,975	10,689	11,177
その他	10,755	10,320	9,730	9,137
商品有価証券	0	0	2	3
有価証券	20,491	21,438	20,013	20,493
国債	7,496	8,052	6,652	6,561
その他	12,995	13,385	13,360	13,931
総資産	50,499	53,007	53,176	55,178
内国為替取扱高	309,914	302,595	299,555	285,322
外国為替取扱高	百万ドル 1,366	百万ドル 2,098	百万ドル 1,722	百万ドル 1,784
経常利益	百万円 17,518	百万円 15,002	百万円 16,954	百万円 11,772
当期純利益	百万円 10,831	百万円 10,025	百万円 13,172	百万円 8,462
1株当たり当期純利益	円 銭 42 68	円 銭 39 51	円 銭 51 91	円 銭 33 35

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。
3．社債は、劣後特約付社債であります。

3 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,480 人	2,508 人
平均年齢	40 年 6 月	40 年 5 月
平均勤続年数	15 年 9 月	15 年 11 月
平均給与月額	402 千円	400 千円

(注) 1．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

4 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
三重県	113	(27)	112	(27)
愛知県	19	(—)	19	(—)
東京都	1	(—)	1	(—)
大阪府	1	(—)	1	(—)
和歌山県	1	(—)	1	(—)
合計	135	(27)	134	(27)

(注) 上記のほか、駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当年度末	前年度末
駐在員事務所	3 か所	3 か所
店舗外現金自動設備	35,394 か所	34,354 か所

当年度末の店舗外現金自動設備のうち、13,499か所（前年度末13,436か所）については、株式会社イーネットとの提携により設置したイーネットATM、21,694か所（前年度末20,728か所）については、株式会社セブン銀行との提携により設置したセブン銀行ATMであります。

ロ　当年度新設営業所

営業所名	所在地
大阪ネット支店	三重県松阪市日野町729番地の1

（注）1．当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

名古屋支店	マックスバリュ大府店出張所	（愛知県大府市）
名古屋支店	マックスバリュ米野木店出張所	（愛知県日進市）
名古屋支店	マックスバリュ長久手店出張所	（愛知県長久手市）
本店営業部	マックスバリュ津丸之内店出張所	（三重県津市）
鈴鹿支店	イオンタウン鈴鹿玉垣出張所	（三重県鈴鹿市）
名古屋支店	アオキスーパー大治店出張所	（愛知県海部郡）
名古屋支店	マックスバリュ左京山店出張所	（愛知県名古屋市）
上野支店	ぎゅーとらラブリー伊賀西明寺店出張所	（三重県伊賀市）
名古屋支店	ピアゴ半田店出張所	（愛知県半田市）
名古屋支店	JRセントラルタワーズ出張所	（愛知県名古屋市）
生桑支店	マックスバリュ山城店出張所	（三重県四日市市）
名古屋支店	Maker' s Pier出張所	（愛知県名古屋市）
名古屋支店	マックスバリュ志段味店出張所	（愛知県名古屋市）

2．当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

名張支店	パークシティなばり出張所	（三重県名張市）
平田町駅前支店	本田技研鈴鹿第三出張所	（三重県鈴鹿市）

5 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	3,143

ロ　重要な設備の新設等

該当ありません。

6 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ありません。

ロ　子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
百五ビジネスサービス株式会社	三重県津市本町33番21号	現金等の精査整理業務	昭和54年７月14日	40	100	—
百五管理サービス株式会社	三重県津市高茶屋七丁目6番70号	文書帳簿等保管管理業務	昭和60年７月29日	30	100	—
百五不動産調査株式会社	三重県津市岩田21番27号	担保不動産の調査及び評価業務	昭和63年10月25日	20	100	—
百五オフィスサービス株式会社	三重県津市岩田21番27号	手形・債券等の集中保管・管理業務	平成13年６月28日	20	100	—
百五スタッフサービス株式会社	三重県津市岩田21番27号	職業紹介業務及び労務管理業務	平成16年６月28日	20	100	—
百五証券株式会社	三重県津市岩田21番27号	金融商品取引業務	平成21年８月14日	3,000	100	—
株式会社百五ディーシーカード	三重県津市栄町三丁目123番地１	クレジットカード業務及び信用保証業務	昭和58年10月20日	50	100	—
百五リース株式会社	三重県津市栄町三丁目123番地１	リース業務	昭和59年10月15日	50	20	—
株式会社百五総合研究所	三重県津市岩田21番27号	地域産業調査及びコンサルティングに関する業務	昭和60年７月29日	30	40	—
百五コンピュータソフト株式会社	三重県津市岩田21番27号	コンピュータによる情報処理業務	平成２年３月29日	30	5	—

（注）１．株式会社百五総合研究所は、平成28年７月１日付で株式会社百五経済研究所から商号変更を行っております。
２．当行は、平成28年12月28日に株式会社百五ディーシーカードの株式を追加取得し、議決権比率を50%から100%へ引き上げております。
３．当行は、平成28年12月28日に株式会社百五総合研究所の株式を追加取得し、議決権比率を23%から40%へ引き上げております。
４．当行は、平成29年４月１日に百五リース株式会社の株式を追加取得し、議決権比率を20%から65%へ引き上げております。

重要な業務提携の概況

1．地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2．地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1 会社役員の状況

（平成28年度末現在）

氏　　名	地　位　及　び　担　当	重要な兼職	その他
上　田　　豪	（代表取締役）　取締役会長	近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役	
伊　藤　歳　恭	（代表取締役）　取締役頭取		
渡　辺　義　彦	（代表取締役）　取締役副頭取 経営企画部、働き方改革、リスク統括部、秘書室担当 秘　書　室　長　委　嘱		
杉　浦　雅　和	常　務　取　締　役 営業本部、支店統括部、営業戦略部、ローン統括部、地域創生部、国際営業部担当 営　業　本　部　長　委　嘱		
田　中　秀　人	常　務　取　締　役 事務本部、事務統括部、システム統括部、融資統括部、コンプライアンス統括部担当 事　務　本　部　長　委　嘱		
寺　尾　正　紀	常　務　取　締　役 資金運用本部、資金証券部、東京営業部、総務部、人事部担当 資金運用本部長委嘱		
濱　田　康　資	取　締　役 愛　知　支　社　長　委　嘱		
後　藤　悦　夫	取　締　役 支　店　統　括　部　長　委　嘱		
長　合　教　実	取　締　役 北　勢　支　社　長　委　嘱		
釜　森　伸　明	取　締　役 融　資　統　括　部　長　委　嘱		
竹　中　　章	取　締　役 中　勢　支　社　長　委　嘱		

氏　　名	地　位　及　び　担　当	重　要　な　兼　職	そ　の　他
柳　谷　　剛	取締役 南勢支社長委嘱		
小　林　長　久	取　締　役（社外取締役）	日本トランスシティ株式会社 代表取締役会長	
川喜田　　久	取　締　役（社外取締役）	三重トヨペット株式会社 代表取締役社長	
笠　井　貞　男	常　勤　監　査　役		
中　津　清　晴	常　勤　監　査　役		
渡　邉　悌　爾	監　査　役（社外監査役）		
市　川　　秀	監　査　役（社外監査役）	日本工営株式会社 社外取締役	
川　端　康　成	監　査　役（社外監査役）	川端法律事務所 代表弁護士	

（注）1．社外取締役小林長久、川喜田久、社外監査役渡邉悌爾、市川秀、川端康成につきましては、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2．社外監査役川端康成は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3．当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

氏　　名	退　任　時　の　地　位	退任日
太　田　　均	常　勤　監　査　役	平成28年６月22日（任期満了）

2 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支　給　人　数	報　酬　等
取　締　役	14人	385 (102)
監　査　役	6人	61
計	20人	447 (102)

(注) 1．報酬等の（　　）内は、当事業年度に係る業績連動型報酬76百万円（取締役76百万円）、株式報酬型ストック・オプション26百万円（取締役26百万円）の合計額（内書き）であります。
2．報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬等96百万円（うち使用人兼務取締役の使用人としての賞与34百万円）は含めておりません。
3．平成23年６月24日開催の第196回定時株主総会における決議に基づき、取締役の報酬については、(1) 役割や責任に応じて月次で支給する「確定金額報酬」、(2) 単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」、(3) 中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めるための「株式報酬型ストック・オプション」の構成としております。
また、監査役の報酬については、中立性および独立性を高めるため、月次で支給する「確定金額報酬」のみとしております。
支給時期、配分等については、次の金額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定いたします。
(1) 確定金額報酬は、取締役の報酬額（確定金額報酬額）については年額300百万円以内、監査役の報酬額（確定金額報酬額）については年額65百万円以内としております。
(2) 業績連動型報酬は、確定金額報酬とは別枠で、当該事業年度にかかる当期純利益の0.9%を総支給額といたします。その上限額を100百万円とし、当期純利益が2,000百万円未満の場合、支給額は０円とします。
(3) 株式報酬型ストック・オプションは、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠で、新株予約権を年額30百万円以内の範囲で割り当ていたします。

3 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
小　林　長　久	会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度としております。
川喜田　久	同上
渡　邉　悌　爾	同上
市　川　秀	同上
川　端　康　成	同上

3．社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
小林長久	日本トランスシティ株式会社代表取締役会長（当行は同社と貸出取引があります）
川喜田久	三重トヨペット株式会社代表取締役社長（当行は同社と貸出取引があります）
渡邉悌爾	
市川秀	日本工営株式会社社外取締役（当行と同社との間には特別の関係はありません）
川端康成	川端法律事務所代表弁護士（当行と同事務所との間には特別の関係はありません）

2 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
小林長久	3年9ヶ月	取締役会　17回中17回	（注1）
川喜田久	1年9ヶ月	取締役会　17回中15回	（注1）
渡邉悌爾	9年9ヶ月	取締役会　17回中16回 監査役会　15回中14回	（注2）
市川秀	2年9ヶ月	取締役会　17回中17回 監査役会　15回中15回	（注2）
川端康成	1年9ヶ月	取締役会　17回中16回 監査役会　15回中15回	（注2）

（注）1．社外取締役小林長久、川喜田久は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして適宜発言を行っております。
2．社外監査役渡邉悌爾、市川秀および川端康成は、取締役会において、それぞれの専門的知識、経験を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。

3 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	27	—

4．当行の株式に関する事項

1 株式数

発行可能株式総数	396,000千株
発行済株式の総数	254,119千株

2 当年度末株主数 13,037名

3 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
明治安田生命保険相互会社	10,093	3.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	9,942	3.91
日本生命保険相互会社	8,396	3.30
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	6,816	2.68
百五銀行従業員持株会	5,779	2.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	5,547	2.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口９	4,836	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	4,274	1.68
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	4,222	1.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	3,986	1.57

(注) 1．持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、持株数等を発行済株式（自己株式402千株を除く）の総数で除して算出しており、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3．日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口の持株数等3,986千株は、トヨタ自動車株式会社が同信託銀行へ退職給付信託設定した信託財産です。信託契約上当該株式の議決権はトヨタ自動車株式会社が留保しております。

5．会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任 あずさ監査法人 松　本　千　佳 山　川　　勝 山　田　昌　紀	54	（非監査業務の内容） バーゼル規制対応に係る助言業務 株式売出に係るコンフォート・レター作成業務

（注）1．当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は63百万円であります。
2．当行と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3．当行の子会社及び子法人等である百五証券株式会社、百五リース株式会社は、当行の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
4．監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。その他、会計監査人が継続してその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議に基づき、取締役会は会計監査人の解任又は不再任議案を株主総会に付議する方針であります。

6．業務の適正を確保する体制

(内部統制システムの基本方針)

当行は、「内部統制システムの基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。平成29年４月１日付本部組織の改定等を踏まえて一部改定をしました「内部統制システムの基本方針」は以下のとおりであります。

1 法令等遵守体制

① コンプライアンス態勢の基礎として、「百五銀行企業理念」及び「コンプライアンスの基本方針」を定める。

コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進するとともに、コンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括部を設置しコンプライアンス態勢の整備及び向上を図る。

② お客さまの保護及び利便の向上に向けた管理態勢を整備するため、「顧客保護等管理方針」等を定める。

顧客保護等管理委員会を設置し、顧客保護等の管理状況の把握・評価・分析や改善策等の検討を実施することにより、管理態勢の向上を図る。

③ 会社情報の適時・適切な開示を実施する体制を整備するため「IRに関する基本方針」及び「会社情報の適時開示に関する規則」を定め、法令に基づく開示を適時・適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供についても充実を図る。

④ 内部監査部門として執行部門から独立した業務監査部を設置し、監査結果について業務監査会に報告の上、適切な業務運営を確保する。

⑤ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告・相談体制を整備するとともに、コンプライアンス統括部のほか常勤監査役、人事部を通報窓口とする内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン）を整備し、「コンプライアンス・ホットライン運用規則」に基づきその運用を行う。

⑥ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規定」等において組織としての対応方針を明確にし、専門部署をコンプライアンス統括部お客さま相談課とするとともに、警察等の外部専門機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断する。

2 情報保存管理体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令等の定めによるほか、「取締役会規定」等に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できる状態とする。また、「セキュリティポリシー」・「情報資産に関する安全対策規定」等に基づき、セキュリティ面から情報資産の重要度・リスクの程度に応じた取扱方法や管理方法を策定し、情報資産を適切に管理・保護する。

3 リスク管理体制

① 適正なリスク管理態勢を構築するため、統合的なリスク管理の方針・規定及びリスク分類毎の管理方針・管理規定を定める。

② リスクの分類は以下のとおりとし、それぞれに主管部署を定め、その把握と管理を適切に行う体制を整備する。

ア 信用リスク
イ 市場リスク
ウ 流動性リスク
エ オペレーショナル・リスク

③　ALMリスク管理委員会及びオペレーショナル・リスク管理委員会を設置し、リスクの状況及びその管理状況を把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策を検討・審議の上、適切な対策を講じる。
④　災害等の危機事象の発生に対しては、「危機管理規定」等において組織としての対応方針を明確にし、危機事象発生に伴う損失等を最小限に留めるとともに、危機への迅速かつ的確な対処により業務の継続あるいは早期復旧のために必要な体制を整備する。

4 職務執行の効率性確保のための体制

①　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会において法令または定款に定める事項並びに経営の基本方針その他特に重要な事項を評議決定するほか、経営会議で業務の執行に関する重要事項を審議し、執行の決定を行う。
②　取締役会または経営会議の決定に基づく業務執行については、「組織規定」・「職制規則」・「業務決裁権限規則」等において執行手続の詳細を定める。

5 グループ管理体制

①　当行と連結対象子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正かつ効率的な運営・管理を確保するため、「百五グループ連携規定」を定め、グループ会社の運営・管理にかかる体制を構築するとともに、当行とグループ会社双方に不利益を与えないようアームズ・レングス・ルールを遵守する。
②　当行とグループ会社における経営の健全かつ適切な遂行のため、「リスク管理規定」を定め、一体となってリスクを管理・運営するとともに、「コンプライアンス規定」を定め、当行とグループ会社のコンプライアンス態勢の確立を図る。
③　グループ会社の管理については、各社より当行に対して適時・適切に協議・報告を行い、定例的にグループ会社戦略会議を開催することにより連携を強化し、必要に応じて監査を行う。
④　当行とグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備する。

6 監査役の職務を補助する使用人に関する事項等

監査役の職務を補助すべき使用人として、当行の使用人から専任の監査役補助者を任命し、監査役の指揮監督下におく。また、監査役補助者の人事異動及び評価については監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性を確保する。

7 監査役への報告及び監査の実効性確保のための体制

①　取締役及び使用人は以下に定める事項について監査役（会）に報告する。
ア　会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
イ　経営状況についての重要な事項
ウ　内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
エ　重大な法令違反等
オ　内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン）の運用状況及び通報の内容
カ　会計方針、会計基準に関する重要な事項
キ　その他監査役が報告を求める事項
②　グループ会社に係る前項ア～キの事項について、グループ会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行の監査役（会）に報告する。
③　当行とグループ会社は、前２項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

④　監査役は取締役会のほか、経営会議、業務監査会その他の重要な会議に出席し、必要と認めるときは意見を述べる。
　また、監査役は代表取締役と定期的会合をもち監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識と信頼関係を深めるよう努めるほか、内部監査部門や会計監査人とも定期的に情報や意見の交換を行い、連携の強化を図る。
⑤　監査役がその職務の執行について必要な費用等を請求したときは、当該費用等を支払う。

(内部統制システムの運用状況の概要)
「内部統制システムの基本方針」については、その運用状況を定期的に取締役会に報告するとともに、経営環境の変化等も踏まえて都度見直しを実施しています。今後も継続的な見直しを行うことにより、管理態勢の強化及び実効性の向上に努めてまいります。
当事業年度における「内部統制システムの基本方針」に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

1 コンプライアンスに対する取組み

①　取締役会で決議したコンプライアンス活動計画に基づき、各種コンプライアンス研修・勉強会やコンプライアンス統括部によるモニタリングを実施するなど、コンプライアンスを推進しました。
②　コンプライアンス委員会を４回開催し、コンプライアンス活動計画の進捗状況、反社会的勢力との取引遮断に向けた対応状況などコンプライアンスに関する重要事項を協議しました。
③　取締役会で決議した基本監査計画に基づき、執行部門から独立した業務監査部が当行及びグループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役会及び業務監査会に月次報告しました。

2 リスク管理に対する取組み

①　リスク管理委員会を13回（定例12回、臨時１回）開催し、各種リスクの状況を統合的に把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策等の重要事項を審議しました。なお、平成29年度からはリスク管理委員会とALM委員会を統合したALMリスク管理委員会を新設し、リスクとリターン双方の管理態勢の高度化を図っていきます。
②　大規模災害など非常事態発生時において、業務の継続あるいは早期復旧のための迅速かつ的確な対処の実効性を高めるため、業務継続計画書に基づき、危機事象発生を想定した各種訓練を実施しました。

3 職務執行の効率性確保に対する取組み

取締役会を17回（定例12回、臨時５回）、経営会議を39回開催し、業務計画や総合予算など経営の基本方針に関する事項や業務執行に関する重要事項等を審議決定しました。

4 グループ管理に対する取組み

グループ会社戦略会議を２回、グループ会社コンプライアンス連絡会を２回、百五銀行グループ連絡会を２回開催し、収益・業績管理に関する事項、法令等遵守に関する事項、顧客保護等に関する事項、リスク管理に関する事項等について協議を行いました。

5 監査役監査の実効性確保に対する取組み

①　監査役の職務を補助するため、取締役からの独立性を確保した専任スタッフを１名配置しています。
②　監査役は、取締役会、経営会議、業務監査会等の重要会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役との会合の他、代表取締役及び社外取締役との会合、会計監査人、社外取締役及び業務監査部との会合を持ちました。また、会計監査人、業務監査部、コンプライアンス統括部と定期的に情報交換を行い連携強化を図りました。

第202期末（平成29年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
現金預け金	**328,265**
現金	63,124
預け金	265,140
コールローン	**84,215**
買入金銭債権	**11,520**
商品有価証券	**392**
商品国債	380
商品地方債	11
金銭の信託	**2,018**
有価証券	**2,049,345**
国債	656,172
地方債	359,669
社債	437,098
株式	175,073
その他の証券	421,331
貸出金	**2,940,712**
割引手形	6,398
手形貸付	97,155
証書貸付	2,502,586
当座貸越	334,572
外国為替	**1,758**
外国他店預け	1,223
買入外国為替	11
取立外国為替	523
その他資産	**34,805**
前払費用	134
未収収益	7,796
金融派生商品	5,660
金融商品等差入担保金	7,011
その他の資産	14,202
有形固定資産	**44,837**
建物	22,326
土地	19,660
リース資産	634
建設仮勘定	117
その他の有形固定資産	2,099
無形固定資産	**3,973**
ソフトウェア	3,821
リース資産	15
その他の無形固定資産	137
前払年金費用	**14,856**
支払承諾見返	**18,807**
貸倒引当金	**△ 17,670**
資産の部合計	**5,517,840**

科目	金額
負債の部	
預金	**4,551,980**
当座預金	131,620
普通預金	2,242,705
貯蓄預金	41,033
通知預金	21,738
定期預金	2,061,706
その他の預金	53,175
譲渡性預金	**179,465**
債券貸借取引受入担保金	**274,712**
借用金	**72,781**
借入金	72,781
外国為替	**41**
売渡外国為替	15
未払外国為替	25
その他負債	**44,192**
未払法人税等	1,271
未払費用	3,977
前受収益	984
金融派生商品	8,678
金融商品等受入担保金	831
リース債務	697
資産除去債務	286
その他の負債	27,466
退職給付引当金	**4,409**
睡眠預金払戻損失引当金	**1,206**
ポイント引当金	**255**
偶発損失引当金	**402**
繰延税金負債	**36,914**
再評価に係る繰延税金負債	**2,555**
支払承諾	**18,807**
負債の部合計	**5,187,725**
純資産の部	
資本金	**20,000**
資本剰余金	**7,557**
資本準備金	7,557
利益剰余金	**208,018**
利益準備金	17,377
その他利益剰余金	190,640
別途積立金	180,614
繰越利益剰余金	10,026
自己株式	**△ 151**
株主資本合計	**235,424**
その他有価証券評価差額金	**95,180**
繰延ヘッジ損益	**△ 4,836**
土地再評価差額金	**4,213**
評価・換算差額等合計	**94,557**
新株予約権	**133**
純資産の部合計	**330,115**
負債及び純資産の部合計	**5,517,840**

第202期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科　目	金　額	
経常収益		**70,668**
資金運用収益	**51,139**	
貸出金利息	31,648	
有価証券利息配当金	18,823	
コールローン利息	364	
預け金利息	213	
その他の受入利息	90	
役務取引等収益	**12,153**	
受入為替手数料	3,367	
その他の役務収益	8,786	
その他業務収益	**1,368**	
商品有価証券売買益	3	
国債等債券売却益	1,357	
その他の業務収益	6	
その他経常収益	**6,007**	
株式等売却益	4,610	
金銭の信託運用益	8	
その他の経常収益	1,388	
経常費用		**58,896**
資金調達費用	**4,577**	
預金利息	1,648	
譲渡性預金利息	42	
コールマネー利息	16	
債券貸借取引支払利息	867	
借用金利息	76	
社債利息	36	
金利スワップ支払利息	1,575	
その他の支払利息	313	
役務取引等費用	**4,762**	
支払為替手数料	615	
その他の役務費用	4,147	
その他業務費用	**2,763**	
外国為替売買損	1,128	
国債等債券売却損	309	
国債等債券償還損	565	
金融派生商品費用	760	
営業経費	**42,949**	
その他経常費用	**3,843**	
貸倒引当金繰入額	2,724	
株式等売却損	572	
株式等償却	3	
金銭の信託運用損	26	
その他の経常費用	516	
経常利益		**11,772**

(単位：百万円)

科　目	金　額	
特別利益		**4**
固定資産処分益	4	
特別損失		**135**
固定資産処分損	69	
減損損失	65	
税引前当期純利益		**11,641**
法人税、住民税及び事業税	**3,207**	
法人税等調整額	**△ 28**	
法人税等合計		**3,178**
当期純利益		**8,462**

第202期末（平成29年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
現金預け金	330,505
コールローン及び買入手形	84,215
買入金銭債権	11,520
商品有価証券	392
金銭の信託	2,018
有価証券	2,043,568
貸出金	2,935,867
外国為替	1,758
リース債権及びリース投資資産	16,181
その他資産	47,113
有形固定資産	46,640
建物	22,558
土地	19,880
リース資産	3
建設仮勘定	117
その他の有形固定資産	4,081
無形固定資産	4,139
ソフトウェア	3,987
その他の無形固定資産	152
退職給付に係る資産	13,095
繰延税金資産	730
支払承諾見返	18,807
貸倒引当金	△ 19,264
資産の部合計	5,537,292

科　目	金　額
負債の部	
預金	4,545,769
譲渡性預金	173,335
債券貸借取引受入担保金	274,712
借用金	82,704
外国為替	41
その他負債	53,729
賞与引当金	215
退職給付に係る負債	3,661
役員退職慰労引当金	110
睡眠預金払戻損失引当金	1,206
ポイント引当金	330
偶発損失引当金	544
特別法上の引当金	0
繰延税金負債	36,804
再評価に係る繰延税金負債	2,555
支払承諾	18,807
負債の部合計	5,194,531
純資産の部	
資本金	20,000
資本剰余金	10,220
利益剰余金	213,945
自己株式	△ 151
株主資本合計	244,014
その他有価証券評価差額金	95,248
繰延ヘッジ損益	△ 4,836
土地再評価差額金	4,213
退職給付に係る調整累計額	△ 478
その他の包括利益累計額合計	94,146
新株予約権	133
非支配株主持分	4,466
純資産の部合計	342,761
負債及び純資産の部合計	5,537,292

第202期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科　目	金　額	
経常収益		83,390
資金運用収益	50,867	
貸出金利息	31,665	
有価証券利息配当金	18,533	
コールローン利息及び買入手形利息	364	
預け金利息	213	
その他の受入利息	90	
役務取引等収益	12,033	
その他業務収益	13,850	
その他経常収益	6,639	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	6,639	
経常費用		70,102
資金調達費用	4,612	
預金利息	1,647	
譲渡性預金利息	42	
コールマネー利息及び売渡手形利息	16	
債券貸借取引支払利息	867	
借用金利息	113	
社債利息	36	
その他の支払利息	1,888	
役務取引等費用	4,377	
その他業務費用	11,462	
営業経費	45,317	
その他経常費用	4,332	
貸倒引当金繰入額	2,852	
その他の経常費用	1,479	
経常利益		13,288
特別利益		4
固定資産処分益	4	
特別損失		136
固定資産処分損	70	
減損損失	65	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		13,156
法人税、住民税及び事業税	3,804	
法人税等調整額	△ 7	
法人税等合計		3,797
当期純利益		9,358
非支配株主に帰属する当期純利益		318
親会社株主に帰属する当期純利益		9,040

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

株式会社 百 五 銀 行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松 本 千 佳 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 川 勝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 田 昌 紀 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社百五銀行の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第202期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

株式会社 百 五 銀 行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松 本 千 佳 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 川 勝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 田 昌 紀 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社百五銀行の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社百五銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第202期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月12日

株式会社　百五銀行　監査役会

常勤監査役　笠井貞男　㊞

常勤監査役　中津清晴　㊞

社外監査役　渡邉悌爾　㊞

社外監査役　市川　秀　㊞

社外監査役　川端康成　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

開催会場

津市丸之内31番21号（丸之内本部棟 2階大講堂）
電話　(059)223-2305（総務部総務課）



交 通

○JR・近鉄津駅下車　…　バス約10分　三重会館前下車
○近鉄津新町駅下車　…　バス約10分　三重会館前下車

※駐車場のご用意ができかねますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申しあげます。

FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915